

青森県報

第二千六百五十八号

平成十八年
七月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

- クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………(保健衛生課) ……一
- 家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 保安林の指定解除予定……………(同) ……二
- 保安林の指定解除……………(同) ……三
- 基本測量の実施……………(監理課) ……三

公 告

- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三
- 教育委員会……………
- 県文化財の指定の解除……………(文化課) ……四

告 示

青森県告示第五百三十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。

平成十八年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 二 開催日時及び場所

1 研修

日 時	場 所
平成十八年八月二十七日(日) 午後一時から午後五時まで	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四〇 十和田市東公民館
平成十八年九月十日(日) 午後一時から午後五時まで	むつ市田名部町一〇の一 むつ来さまい館
平成十八年十月一日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成十八年十一月十二日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

2 講習

日 時	場 所
平成十八年八月二十七日(日) 午後一時から午後五時まで	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四〇 十和田市東公民館
平成十八年九月十日(日) 午後一時から午後五時まで	むつ市田名部町一〇の一 むつ来さまい館
平成十八年十月一日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一の二

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を除く。)

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第五百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成十八年九月四日から同月二十八日まで(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。)

二 開催場所

青森県営農科大学校(上北郡七戸町)及び青森県農林総合研究センター畜産試験場(上北郡野辺地町)

三 講習人員

三十人以上

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成十八年八月十八日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長又は農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産

部家畜保健衛生所又は農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所又は農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第五百四十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字田子字椴山五二の五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第五百四十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

四一三の二、四一四の一、四一四の二、
四一八の二から四一八の三まで及び四
一九

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十二号

次の表に掲げる県重宝は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十
七条第一項の規定により、平成十八年七月五日付けで重要文化財に指定され、青森県
文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第三項の規定によ
り、県重宝の指定を解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十八年七月二十六日

青森県教育委員会

種別	県重宝
名称	高照神社本殿、 中門、随神門、 拝殿及び幣殿
員数	四棟
所在地	弘前市大字 高岡七高馬 野八七高照 神社境内
所有者又は 管理者	高照神社
指定告示年月日 及び告示番号	昭和三十五年四月九日 青森県教育委員会告示 第十号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭